

わが国における森林信託の可能性
－伊万里木材市場の取組み－

○大塚生美（森林総研東北）・堀靖人（森林総研）・餅田治之（林業経済研）

研究目的と方法

近年、わが国では長期にわたる立木価格の低迷で所有者の森林経営からの撤退が顕在化し、森林の機能が発揮されにくい状況にある。一方で、相次ぐ自然災害や人口縮小は国家財政を逼迫し、森林再生の費用負担の在り方やその担い手について、国民共通の理解が求められている。そうした中、世界では森林経営が第三者に信託されている実態がある。これまでの我々の研究では、わが国における森林経営の信託化実現の阻害要因として、主に、①キャッシュフローが不透明、②林地境界等権利態様が複雑、③専門機関の不足等、林業がビジネスとして展開し得る条件を整えていない問題が明らかになっている。一方で、この間、それらの問題に対応しようとする事例も生まれている。本研究は、わが国で新たに生起している事例の実態を明らかにすることを目的としている。本報告では、我々が調査分析中の事例のうち、主に、2016年11月、2017年2月、2017年8月に実施した関係者への面接調査から(株)伊万里木材市場の取組みについて報告する。

研究結果

伊万里木材市場の取組みで、まず特徴的なことは信託法下の民事信託を活用したことにある。特に、信託の手法の一つである「家族信託」^{※1}を通じて、45年間の長期森林施業受委託契約、事業名称「長期山づくり受託契約」を実現している点にある。多くの森林所有者にとって採算が合わず、経営から撤退する中で、伊万里木材市場が林業経営をビジネスとして展開しようとした動機、採算見通しについて、主に、次のことが明らかになった。一つ目の動機について、九州では川下の林産加工工場が大規模化するとともに、木質バイオマス用原木の需要が重なり、原木獲得競争が激化する中、森林の経営権を持つことによって、素材の調達を安定化させようとしたことが大きい。二つ目の採算見通しについては、植えることから始める林業から伐採することからは始める林業に経営視点を変えたこと、販売先が確保されていることで経営コストの見通しが立ちやすいことが背景にある。本報告では、以上について、より詳しく論じたい。なお、森林組合法による森林信託にみるように、森林所有者と伊万里木材市場がダイレクトに森林の信託契約を締結しているわけではないことに注意が必要である。

※1「家族信託」は、（一社）家族信託普及協会が商標登録を受けた名称であり、法律上の名称ではない。家族信託普及協会では、「家族信託」は、「財産管理の一手法」であり、資産を持つ者が、特定の目的に従って、その保有する不動産・預貯金等の資産を信頼できる家族に託し、その管理・処分を任せる仕組みとしている。いわば、「家族の家族による家族のための信託（財産管理）」になる。（家族信託普及協会面接調査より）

本研究は、JSPS 科研費 JP24580238（川上側林業ビジネスモデルとその定式化に関する研究、研究代表：餅田治之）、JSPS 科研費 JP 24580237（森林経営の信託化技術とその可能性に関する研究、研究代表：大塚生美）の助成が基礎となっている。

（連絡先：大塚生美 raiha@theia.ocn.ne.jp, iotsuka@ffpri.affrc.go.jp）

自治体林政の守備範囲の変容とその特徴

○木村憲一郎（福島県相双農林事務所）

背景と課題

自治体行政に対する地域からのニーズは高度化・多様化し、需要は増加しているが、サービスを供給する組織はスリム化している。このような需要と供給が相反する中で、多くの自治体は行政事務全般の点検を行っており、一部では行政の守備範囲を見直す動きもみられる。

行政の守備範囲は1970年代以降行政学を中心に繰り返し議論され、そこでは公私二元論のパラダイムからの脱却とともに、現実の事例を通した守備範囲の検証が行政の担う役割の再考につながるかと指摘された¹⁾。このような視点は林政研究においても必要と思われるが、自治体の実務がどのような範囲に及び、どのような課題が懸念されるのか明らかにされていない。

本稿では、自治体林政研究の基礎資料を得るため、地方分権以降の都道府県林政に着目し、行政の守備範囲の変容と今後の課題について検討した。

調査方法

地方分権以降の変容を特徴付けるため、地方分権に関する諸法令が施行された2000年代以前と現在の政策ツールを比較分析した。具体的には指導、許認可、補助金で、分析に必要な情報は、事業計画書や統計書などの行政資料や行政担当者へのヒアリングにより収集した。

結果と考察

分析の結果、指導では、県産材など地域性の概念が重視され、地球温暖化や鳥獣被害など他行政領域と接する実務が増加した。指導対象者は従来の客体に加えて、企業や教育機関など多様な主体が加わった。許認可では、伐採届出の権限が市町村に移管されたが市町村指導の役割が与えられ、保安林の指定・解除の権限の一部が国から移管された。補助金では、林道等の基盤整備関連予算は減少したが間伐等の森林整備関連予算は増加し、さらに基金運用型の国庫補助事業や森林環境税など自主性・裁量性の高い予算が新たに創設された。

都道府県林政の守備範囲は既存の枠を維持しつつ新たな概念、実務、財源が追加されており、広範な政策を対象とする「フルセット型の林務行政」に近づいているものと示唆された。一方、都道府県林務行政は組織のスリム化が進んでいる²⁾。このような自治体がこれまでと同様の公共サービスを維持していくためには、行政運営のさらなる効率化とともに、住民・地域団体など多様な供給主体を整えていくことが今後必要になると考えられた。

引用文献

- 1) 稲葉裕昭「自治体行政の領域「官」と「民」の境界線を考える」ぎょうせい、2013年
- 2) 木村憲一郎「2000年代以降における都道府県林務行政組織の変容に関する実証的研究—林務職員数の変化と福島県の事例調査を中心に—」『林業経済研究』Vol. 63(3)、2017年印刷中

(連絡先：木村憲一郎 YHE04471@nifty.com)

スウェーデンの森林・木材産業関連アクター参加型政策形成過程 スウェーデン国家森林計画の事例研究

○長坂健司・井上雅文

はじめに

森林政策形成過程において、様々な関連アクターの参加が必要不可欠な要素となっている。例えば、各国で取り組まれている国家森林計画策定の為の制度設計の鍵として、関連アクター参加型の審議体制の整備が望まれている。本研究で取り上げるスウェーデン国家森林計画は、環境目標に関する政党間委員会が政府に対して提出した「持続可能な土地利用マネジメントに関する報告書」内で、林業関連で取り組むべき課題の1つとして提案されたことを受け、策定に向けての議論が始まった。上記報告書で「望ましい森林政策の発展と方向づけを関係者の合意の下で行う」ことが明記されており、関連アクター参加型の審議体制の確立は重要な課題であった。

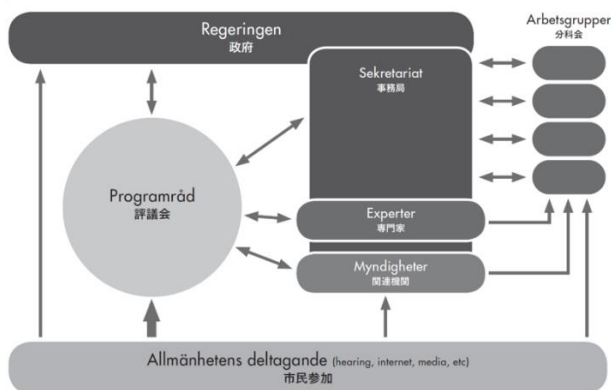
本論では、スウェーデンにおける国家森林計画策定の政策形成過程において、関連する多くのアクターの①誰が②どのような形で、政策形成過程の各段階で参加したのかを明らかにする。特に、多くの関連アクター間での連携・対立の構造、対立を調整するメカニズムに注目する。

調査方法

分析データは、スウェーデン国家森林計画の策定に係る公開文書及び先行研究を利用した。加えて、関連アクター4団体・組織と2014年5月から2015年11月にかけて行ったインタビュー結果も利用した。収集した定性データは質的内容分析の手法に則り、分析を行った。

結果と考察

スウェーデン国家森林計画策定の枠組（図一）内での関連アクターは、6つのグループに分類された。政府・林野庁・スウェーデン農科大学・林産業界・環境庁及び環境NGO・その他である。政府は最終決定者であり、林野庁は政府からの委託を受けて計画策定の必要性に関する調査を行い、大学は審議体制について科学的な観点から助言を行った。林産業界は大学が提示した審議体制に概ね賛成した一方、環境庁及び環境NGOは反対意見を提示した。初回公聴会では80団体・組織の参加があったが、参加するアクターが増える分、意見調整に時間がかかる点は課題である。また、歴史的な背景を持つ林業分野の産官連携が政策過程に与える影響、環境保護団体との対立構造、大学が政策形成に果たす役割が明らかになった。今後、日本の森林・林業再生プランに関する政策過程と比較することで、森林・林業政策形成の制度設計に有益な示唆を得ることが期待される。



図一 国家森林計画策定の枠組。

(連絡先：長坂 健司 nagasaka@anesc.u-tokyo.ac.jp)

上級森林官と中級森林官 ードイツ BW 州森林行政における変化ー

○石崎涼子（森林総合研究所）

問題意識

専門的な知識をもって持続可能な森林経営を推進する人材の育成を謳った「森林・林業再生プラン」が策定されてから、8年ほどの歳月が経った。この間、日本型フォレスター（森林総合監理士）や森林施業プランナーの育成を目指した研修が数多く実施され、登録制度や認定制度も設けられてきた。育成すべき人材のモデルとされてきたのは、ドイツをはじめとする中部ヨーロッパの森林官である。とりわけ、森林施業プランナーの育成に関わっては、地方自治体や地方の林業関係教育機関がドイツやオーストリア、スイスなどの林業専門教育機関と提携して、人材交流や技術研修などを積極的に展開している。これらの機関が育成する人材は、当地の森林管理において、どのような位置づけにあるのだろうか。

ドイツにおいて日本の教育機関と最も積極的に連携・交流しているのは、バーデン・ヴュルテンベルク州（以下、BW州とする）のロッテンブルクにある林業専門大学であろう。同校は、森林経営に関わる専門技術者のなかでも最も現場に近い **Revier** とよばれるローカルな森林管理区／管轄区を担当する森林官（**Revierförster**）の養成を主眼としてきた。一方、BW州で森林官と呼ばれる人々のなかには、こうした森林管理区を担当する森林官の他に、森林管轄区より広域の郡単位に設置される森林署の責任者（**Forstamtleiter**）やより広域をカバーする地方森林管理局、州林業局などで森林行政に携わる森林官もおり、彼らは主にフライブルク大学などの総合大学で教育を受け、選考を経て採用されている。ドイツ BW州における森林管理は、両者の連携のうえに展開している。

本報告では、ドイツにおいて中級森林業務（**gehobener Forstdienst**）に携わる森林管理区担当の森林官を「中級森林官」、上級森林業務（**höherer Forstdienst**）に携わる森林官を「上級森林官」とし、ドイツ BW州を事例として、両者の関係性とその変化をみることで、同州における森林官の性格と森林管理の仕組みのなかで果たしている役割について検討していきたい。

調査方法

BW州林業局上級森林官教育責任者（2017年1月）、BW州森林研究所林業経済部長（2016年11月）、エメンディンゲン森林署長（2017年1月）、元ノイエンビュルク森林署長（2017年2,3月）、オーバーシモンズバルト他3つの森林管轄区の各森林官（2017年1~3月）、2つの貴族有林の各森林署長（2017年3月）などに対するヒアリング調査の結果および関連文献による。

結果

ドイツ BW州では、市町村などの団体有林と州有林といった公的な所有下にある森林については、森林官が管理経営することとされてきた。その経営方針や施業方法の選択・決定に際して、かつては上級森林官である森林署長の経験が強い影響力を持っていた。だが、近年、中級森林官に判断が委ねられる場面も増えており、両者の関係性に変化が生じている。その一因には、森林署の減少や単木管理の必要性の他、学生の関心や教育の変化などがあるものと考えられる。

（連絡先：石崎涼子 ryokoi@affrc.go.jp）

集落内の土地所有者情報の保有実態 ～高知県 A 集落を事例として～

○松本 美香（高知大）

はじめに

高知県は、他の都道府県よりも 15 年先行して、平成 2 年から人口が自然減少に転じており、特に山間部では後継世代の移出がもたらした過疎・高齢化が急速に進むとともに、それらに伴う各種の問題がいち早く発生し深刻化している。森林管理の面からは、利用価値や資産価値の下落による森林・林業離れの影響も強い中で、土地情報の保有・継承状況が懸念されている。本報告では、高知県 A 集落を事例として、土地所有者情報の保有実態について明らかにする。

調査方法

A 集落での調査は、平成 26 年 8 月に行った。その時点での A 集落の人口は 29 人、世帯数は 13 世帯であった。調査の方法は、集落住民の中でも住民らから地域に詳しいと評されている 58～67 歳の 5 名の男性に協力頂き、調査①「土地情報の把握程度確認調査」と調査②「土地情報の管理や継承に関する意識調査」とを行った。前者では、集落を含む白地図に記憶している土地の所有者情報を直接記入してもらい、後者では、他者所有地についての 4 質問（①把握を望む範囲、②所有者不明での不便さ、③情報収集の方法、④他者の所有地情報の後継者への継承）と、自己所有地についての 5 質問（⑤所有地の登記、⑥登記未変更の土地、⑦所有地情報の管理状況、⑧所有地の境界不明箇所、⑨所有地情報の後継者への未継承箇所）の 8 項目を聞き取った。

結果と考察

調査①の結果、回答者 5 名が所有者を認識している土地は、基幹道路沿いの A 集落中心部の家屋や田畑の多い生活圏であり、かつ所有者が知人である土地にほぼ集中していた。他方で、森林の所有者に関する認識は著しく低く、全く情報を持たない者（回答者 A）もいた。今回調査対象とした森林域は、A 集落周辺の 5 林班（林小班は 17、枝番は 228）とし、面積は 176.0ha、所有者数は 65 人・組である。対象森林において、回答された所有者情報は、5 名全員の回答を合わせても全枝番数の 28%（63 か所）のみで、その正答数は苗字が合致している程度でも全枝番数の 8%（18 か所）しかなかった。また、回答者が所有者として登録されている森林について限定してみると、5 名が所有している 31 か所の枝番のうち、正確に認識できていたものはその 16%（5 か所）で、そもそも無回答だった者が 3 名で計 9 か所、回答していた者 2 名は 8～14 か所と多数所有者であった。調査②の結果では、他者の所有地情報に対して、回答者全員が、集落中心部程度の把握を望み、現状でも不便を感じておらず、後継者への情報継承も必要性を感じてはいないとのことであった。自己所有地に対しては、登記完了者が 3/5、所有地情報の管理状況では、課税記録を残している者が 2/5、未管理が 3/5 であった。境界不明箇所や後継者への情報未継承箇所については、山林の位置付けが最も低かった。

A 集落の調査結果からは、土地情報の保有と回答者の生活圏や生活史との関係の強さ、土地利用の基礎となる土地情報の保持・継承の実態とそれを支える環境の深刻さが明らかになった。

（連絡先：松本 美香 matsumoto-mika@kochi-u.ac.jp）

森林所有者を取り巻く環境別にみる森林所有権移動に対する意向 - 群馬県下仁田町を事例に -

○吉野聡（東農大地域環境）

はじめに

吉野の報告(1)によると、下仁田町では毎年一定の面積の森林が森林所有権の移動のもと、不在村所有者の森林になると指摘している。不在村所有者の森林では、森林管理における合意が得にくいので、地域の森林管理が行いにくくなる。よって、森林所有権の移動には、地域の森林管理そのものが実施しにくくなる危険性をはらんでおり、森林所有権の移動の要因を明らかにすることは重要である。そこで本研究では、森林所有権の移動における森林の売買や相続における森林所有者の意向や森林所有者を取り巻く環境に着目して、森林所有者の意向と森林所有権の移動の関係について考察することにした。

対象地概要

下仁田町は、面積が 18,827ha の農山村地域で、19 の行政区分にわけられる：青倉、大桑原、風口、川井、上小阪、栗山、下仁田、下小阪、下郷、中小阪、西野牧、白山、平原、東野牧、本宿、馬山、南野牧、宮室、吉崎（順不同）。森林面積は 15,721ha で、そのうち下仁田町森林組合の組合員（1,469 名）の所有している森林の面積が 8,933ha だった。

調査方法

下仁田町森林組合の全森林組合員に対して、アンケート調査を行った。アンケートの調査期間は 2017 年 9 月 1 日～10 月 20 日で、10 月 18 日時点での回収数が 232 通（回収率 16%）となった。アンケートは①回答者概要、②森林管理に関する意向、③森林売買の意向、④森林の相続に関する意向について明らかにした。

調査結果

回答者の職種をみると、農業と回答した人が 90 名(39%)と最も多かった。森林管理の意向をみると、「現在森林の手入れをしていない」と回答した人の割合が 132 人(57%)で、回答者の多くが積極的に森林管理に関わっていなかった。回答者の約半分(117 名)が森林を売買する意思がなく、森林を売買したいと回答した人(66 名)の売買したい理由をみると、「相続者がいない」ことや「適切な管理ができる人に任せたい」と回答した人が 30%いた。子供に相続して欲しいと回答した人は 121 人で、その対象者の年齢で最も多く挙げられたのが 40 代(26%)となった。また、相続して欲しい子供の住んでいる場所としては県内が 36 人(30%)と最も多かった。

引用文献

(1)吉野聡「森林所有権の移動の現状と森林管理の展望」『山林』第 1593 号、2017 年、18~26 頁

(連絡先：吉野 聡 sy202075@nodai.ac.jp)

東京都青梅市における入会林野の変遷 —公益法人有になった事例より—

○山下 詠子（東京農大）・竹本 太郎（農工大院）

はじめに：背景、目的、方法

入会林野の利用および所有の変遷については、これまで林政学のみならず、法社会学や村落社会学、人文地理学、コモンズ論など幅広い分野からの研究蓄積がある。しかし、公益法人有となった入会林野は、和歌山や秋田などの一部の地域に偏在するため、青嶋(1984)や根本(1986)などを除くと知見がごく限られる。そして、東京もまた公益法人有が多いことを石村(1958)が明らかにしているものの、その後の研究は散見されない。

本報告は、東京という立地であるがゆえに、常に急激な近代化の影響下にあった入会林野、具体的には大正初期に部落有林野統一を果たした公益法人有林野が、現在にいたるまで100年にわたり組織を維持してきた経緯を両極から明らかにしたい。すなわち、一つは奥地山村において森林経営を続ける事例、もう一つは里山開発に伴って土地経営の道を進む事例である。2016年秋から複数回における聞き取り調査および文献調査を行った。

結果

一般社団法人里仁会（青梅市旧成木村上成木） 旧成木村上成木上分では、江戸時代初期から大正期までは石灰産業が、その後は林業・製材業・製炭業が発展してきた。部落有林野統一の際に6部落の共有林74.3haをもとに公益社団法人里仁会が設立され(1913年)、権利者による植林、育林が進められた。会有林の一部は2002年に東京都の森林環境保全地域に指定され、企業・NPO・行政と連携した自然環境保全活動を実施している。里仁会は指導料収入を得る一方、過疎化で会員が減る中での森林管理や会の運営が課題となっている。

一般財団法人霞共益会（青梅市旧霞村） 市街地と丘陵地帯の境を含む旧霞村は、市内でも著しく人口が増えた地域である。1916年に7ヶ村の入会地を村有林としたが、青梅市への合併直後、1953年に財団法人へと移行させた。約80haあった山林のうち1957年から39haを青梅ゴルフ倶楽部へ貸与し、1961年に4haを地元中学校に無償提供し、35haを1971年に宗教法人に売却した。また、その売却益で1973年に霞共益会館を建設し、貸店舗および自治会館として活用している。会員は区域の住民全体の約1割の旧住民となっている。

考察

2事例ともに大正初期に部落有林野統一を果たし、上成木では地区の、霞では行政村の公共的な性格を強くした。石灰と薪炭を生業としてきた上成木が早い時期から人工林経営に活路を見出していく一方で、霞は山林の貸し出しや売却など不動産経営によって組織を維持してきた。現在も上成木は森林整備のために企業やNPOと連携するなど新しい動きに対応する。両者の歩みはまったく異なるが、現在まで組織を維持できた理由は、公益法人有を選択したことを含め、新しい情報や動きへの柔軟な対応であったと考えられる。

(連絡先：山下 詠子 uy206475@nodai.ac.jp、竹本 太郎 take@go.tuat.ac.jp)

農山村把握と再生産表式の役割

○根津基和（零細農耕・独立自営農研究所）

要約

本稿は、単純再生産表式（式1）に相当する物質循環があるものと仮定し、任意に自然回帰式（式2）を提案する。式2の条件として、Iに取り込まれるある自然素材量を4000Nとする。Iは、IとIIの生産手段を4000Nからまかなう。次にIでの生産過程と消費過程から自然へ2666 2/3N、IIの生産過程と消費過程から自然へ1333 1/3N、計4000Nが自然に回帰しなければならない。

取引を介せず、IもしくはIIに占有・利用される自然量Nも想定される。例えば水・大気・土壌・生物等が利用される場合は利用後に回帰されなければならない。

仮に、自然素材に枯渇・汚染・かく乱がある場合、次年度再生産に差し支える。単純再生産は生産と消費による活動として、価値の視点として抽象化される。その際、生産・消費の諸活動と自然とが切り離されるが、「ヒト」は自然の一部として再認識される。経済的・自然的な枯渇や汚染などが、「ヒト」に影響する場合においても次年度再生産に差し支える。単純再生産表式は、1つの抽象であって現実にはあり得ない。ところが自然回帰式においては、想定される自然への回帰が速やかに行われ、再び自然素材として利用に資されなければ、IとIIの両部門とも再生産と消費の過程が滞る。今日、そうなる懸念は多様である。

$$I. 4000c + 1000v + 1000m = 6000 \quad \text{生産手段}$$

$$II. 2000c + 500v + 500m = 3000 \quad \text{消費資料}$$

式1 単純再生産表式

注:マルクス『資本論』第2巻第3篇,マルクス=エンゲルス全集 第24巻 資本論II,1976年,大月書店,pp482-604

$$N \rightarrow I. 4000c = 4000N \quad \text{利用量}$$

$$I \rightarrow N. 1778cN + 400vN + 400mN + 88 \frac{2}{3}c1f2N = 2666 \frac{2}{3}N \quad \text{I回帰量}$$

$$II \rightarrow N. 888 \frac{2}{3}cN + 200vN + 200mN + 44 \frac{2}{3}c1f2N = 1333 \frac{1}{3}N \quad \text{II回帰量}$$

式2 自然回帰式（任意）

引用文献

1)マルクス『資本論』第2巻第3篇,マルクス=エンゲルス全集 第24巻 資本論II,1976年,大月書店,pp429-650

2)山田盛太郎『再生産過程表式分析序論』『山田盛太郎著作集 第1巻』岩波書店, 1983年, pp53-274

(連絡先: 根津基和 reisaikenn@yahoo.co.jp)

森林団地施業の継続的実施が長期収支に与える経済的影響について —福井県における集約的施業・保育施業を事例に—

金森 啓介（福井県立大・院）

1. はじめに：森林経営の効率化を図るひとつの手段として、隣接する複数の小規模所有林を取りまとめて森林団地化し、同団地内に高性能林業機械の使用に耐えうる森林作業道や山土場等の森林インフラを計画的に配置することで、事業量を確保しつつ集約的に施業を行う取り組み（以降「森林団地施業」と呼ぶ）がある。その経済的効果、特に素材生産過程における低コスト化の効果については、多くの事例報告・研究（例えば林野庁(2014, 2015, 2016)など）で指摘されている。しかし、それらは短期的な効果を指摘するに留まっており、森林団地施業が初回の施業以降も継続的に行われた場合に、長期収支をどれだけ改善させるか、林業補助への依存度をどれほど軽減させるかに関しては不明確な部分が多い。また、森林団地施業を成立させるためには、高密度路網お開設や、森林団地を形成する過程で必要となる森林境界の確認、森林所有者間の合意形成が不可欠だが、このような新たな投資をどのように評価するかについても検討すべき点が存在する。

2. 研究内容と方法：本研究は、福井県福井市美山地区における集約的施業、造林・保育施業の実態・事例に基づき、同地域で採用されている集約的作業システムと従来の作業システム、計5つのシステムをモデル化し、各伐期に行われる間伐、主伐施業の伐出費用を算出して、比較する。その際、路網開設や森林団地形成など、長期にわたって木材生産に影響を与えるものにかかる費用については、対象とする伐期の事業量に帰属する分の費用を特定する(金森 2017)。また、皆伐後に再造林・保育施業を行う場合の長期収支も試算して、比較する。さらに、一般に生産費の決定に大きな影響を及ぼすと考えられている地位等級(特Ⅰ, Ⅱ, Ⅳ)、施業体系(保育施業、除・間伐、主伐パターン)、路網密度(m/ha)、各システムに対応する森林作業道の規格・単価などのさまざまな因子が変化することで、比較分析の結果がどう変わるか検証する。木材販売収入については、金森(2017)の福井県美山地区のスギ相対幹曲線を用いて各伐期、単木レベルで5つの材種の割合を求めて、各材種に相当する材価(円/m³)で乗じることで求める。

3. 結果と考察：分析の結果、各伐期の費用、長期収支ともに現在採用されている作業システムでの森林団地施業が最も効率的であることが分かった。地位が特Ⅰ等地であれば、その他の施業条件が良い場合であれば、長期的には林業補助に依存しないパターンがありうることを示された。だが、地位等級、路網密度などの施業条件が悪化すると、単純な費用比較では効率的と評価できても、長期収支では黒字化しないケースが大半であった。また、その場合は、皆伐ではなく、針広混交林化などの非皆伐施業を選択する方が長期的に見て効率的であることが確認された。

参考文献

- [1]林野庁「林業機械化推進事例集」（シンポジウム付属資料）2014年, 2015年, 2016年
- [2]金森啓介「伐出時の事業量に対応した森林インフラ費用の推定」『環境情報科学』No.46, 2016年, p.175
- [3]金森啓介「福井県スギ人工林に対応した相対幹曲線の推定」『地域公共政策研究』No.26, 2017年(印刷中)
(連絡先：金森 啓介 goldforest.adati@gmail.com)

I ターン者の自伐型林業参入の成立条件

○片山傑士(九大院生資環), 佐藤宣子(九大院農), 尾分達也(九大院生資環)

はじめに

近年、都市部から農山村へ移住する者、移住を希望する者が増加している。小田切(2014)はこの現象の特徴として、20~40代の青壮年層で顕著に見られ、また地域おこし協力隊(以下、協力隊)などの制度を積極的に利用する者が多いことを挙げている。しかし小田切は、移住には「仕事」、「住宅」、「コミュニティ」の3つのハードルがあるとしている。

この「仕事」について、事業体に雇用されず自営で林業に新規参入しようと、協力隊制度を利用して移住するIターン者が増加し、この自営林業を行う協力隊を募集する自治体も全国に広がっている。Iターン者は山林を所有していないが、中嶋(2015)は山林の所有にこだわらずに個人が行う林業を、広義の「自伐」=「自伐型」として提唱している。しかし、Iターン者が新規参入するには継続して施業できる山林の確保が大きな課題となる。山林を所有者から借りる場合にはIターン者と「コミュニティ」との関わりや、どのような契約で借りるのかなどを明らかにする必要がある。そこで本報告では、「自伐型林業」参入に必要な「仕事」(山林確保、副業)、「住宅」、「コミュニティ」との関係について考察することを目的とする。

調査方法

本研究では、自伐林家や自伐型林業、Iターンに関する文献調査を行い、Iターン者が実際に自伐型林業を行う自治体として、自伐型林業に取り組む協力隊員が多い島根県津和野町、協力隊員が自伐型林業で独立した高知県本山町を対象に資料分析、インタビュー調査を行った。

結果と考察

「仕事」となる自伐型林業について、津和野町では協力隊の研修の場として町行造林地での作業を委託していたが、町は隊員が自ら山林を確保することを原則と考えており、地域の山林を所有者から借り受けている者もいた。その借地については、基本的に立木代なしで隊員が自由に施業してよいとのことであり、これには広葉樹林が多い津和野町の特徴が影響していると考えられる。一方、本山町では隊員が所有者から山林を借りる際、A材1m³あたり2,000円を所有者へ還元する契約を結ぶことで山林を確保していた。人工林が多い本山町の特徴や、所有者や地域の山へ還元したいという隊員の考えが要因となっていると考えられる。一方、両町ともに共通していたのは、隊員が集落に住み、地域活動に積極的に参加するなど「コミュニティ」に深く関わっていることであった。これが山林確保の大きな要因のひとつと考えられる。また、本山町では既に隊員が独立して林業を行っているが、現在津和野町では協力隊任期終了者はいない。しかし、両町ともに独立後の山林を確保しており、Iターン者による「自伐型林業」展開の可能性が示唆された。

引用文献

- (1)小田切徳美『農山村は消滅しない』岩波新書, 2014年, 207~213頁
- (2)中嶋健造(2015)「New 自伐型林業は中山間地の救世主」中嶋健造編著(2015)『New 自伐型林業のすすめ』全林協, 2015年, 12~17頁

(連絡先: 片山傑士 klavier045@gmail.com)

山村社会の変容と地域の森林資源管理の展開に関する研究 —宮城県米川生産森林組合を事例に—

○高野 涼(岩手大院連農)・伊藤 幸男(岩手大農)・山本 信次(岩手大農)

はじめに

森林資源管理の主体を論じる際の視角として、素材生産量のみならず多様な観点から担い手を評価する必要性や、森林管理のキーパーソンがいかに関与しているかを検討する必要性が指摘されている。また、森林資源管理の主体形成を探るうえで山村社会の実態を踏まえる必要性も指摘されている。これらを踏まえ本報告では、木材生産にとどまらず地元小学校への環境学習や市民参加の森林づくりなどの活動を展開している宮城県の米川生産森林組合を取り上げ、組合職員として事業を企画している A 氏がどのような考えのもと森林管理を展開してきたのかを聞き取りにより明らかにした。以上をもとに、地域に根差し多角的な森林管理を行ってきた主体の意欲と山村社会の相互関係について考察する。

結果と考察

米川生産森林組合は、宮城県の北東に位置する登米市東和町米川地区にあり、経営する森林面積は 928ha、人工林率 79%である。設立は昭和 31 年で、現在の組合員数は 692 名である。組織は役員 10 名、職員 3 名(うち 1 名は臨時)、現場作業担当 4 名の体制となっている。スギ・ヒノキの長伐期択伐施業を行い、素材生産量 3,877m³(2016 年)のうち 8 割を合板用材として出荷している。他の生産森林組合と同様、組合員の高齢化等により義務出役は廃止され、組合員の減少に伴う出資金の減少が経営上の課題となっている。

米川生産森林組合では、造林・保育・伐採にとどまらず、経営林を活用した様々な社会的活動を行っている。例えば、地元小学校への森林体験学習、市民参加の森づくり、林業女子会の活動支援、地域団体への助成等である。これらの企画は組合参事である A 氏が実質的に担っている。A 氏は米川出身の 50 代男性で、高校卒業後に当組合に就職した。

A 氏は地域社会の変容を次のように感じている。第一に、出身地や職業の多様化を背景として、地域住民の世代や職を超えたつながりが希薄化している。第二に、家督制の後退により、親の一存で子どもを地元に残す時代ではなくなっている。一方で、山村の価値を評価する移住者も存在する。こうした状況において、若者が地域に残り地域が存続するためには、森林を通じて地域の良さを伝えていくことが一つの手段だと考えている。

A 氏が地域の存続を願う背景には、地域住民の減少が組合員の減少すなわち組合の経営問題に直結することもさることながら、自分が生まれ育った地域に残り地域を継承してほしいという思いがある。

このように、A 氏が地域の存続を願い、そのためには森林経営の安定化のみならず森林や山村の良さを伝えていく必要性を感じていることが、経営林を活用した様々な取り組みに結びついていることがわかった。以上より、多角的な森林管理の意欲が地域の存続と展望に支えられていることが示唆された。

(連絡先：高野涼 u0316005@iwate-u.ac.jp)

都市狩猟者の実態 —東京都を事例として—

○三輪綾香・土屋俊幸（東農工大院農）

はじめに

狩猟は様々な目線から研究が行われてきた。しかし現在都市の狩猟者に注目し研究したものは少ない。都市という狩猟を行うには不向きである環境下で、都市に住む狩猟者はなぜ狩猟を行おうとしたのか。そして、縄張り意識が強くよそ者の狩猟者の入猟の難しいとされる猟場までどのようにたどりついたのだろうか。これら都市狩猟者の実態を探ることは、今後都市住民の環境保全や農山村に対する視線の一つとして活用されうるのではないだろうか。

研究方法と調査方法

本研究では、都市の狩猟者を対象として調査を行うこととした。都市とは人口密度が高く近隣にて狩猟を行うことが困難である地域と定義する。そして、平成 25 年度鳥獣関係統計から、居住県への狩猟者登録が最も少なく他県への登録が最も多いことから、東京都が都市の狩猟者を調べる上で適していると考え調査対象とした。また、平成 25 年度の東京都在住の狩猟者が狩猟者登録をした人数は 3025 人であり、それに対し東京都猟友会会員数は 2505 人と 8 割を超える。このことから東京都の主要な狩猟者組織であると判断し東京都猟友会を調査対象とした。東京都猟友会 94 地区の中から、人数・活動ともに平均であると考えられる田無地区、豊島地区、荏原地区の地区長に対し聞き取り調査を行い、会員の活動の概要について調査した。更に、田無地区会員を対象として、その動機や課題について聞き取り調査を行った。聞き取りは 8～10 月に実施した。

結果と考察

地区の調査から、東京都内の狩猟者は地区ごとにまとまって活動しているのではなく、会員が各々の活動する猟場やグループを持って活動していることがわかった。地区会員大半が集う活動は射撃大会や自主的な練習会、懇談会等であり、狩猟における活動場所や活動メンバーは各自が知り合いを通じた繋がりをもって見つけ出していた。また各地区に狩猟対象鳥獣に明確な差は見受けられなかった。各地区共に 60 代、70 代が大半を占めており、地方と同様高齢化が今後の課題となっていた。

（連絡先：三輪綾香 s168762u@st.go.tuat.co.jp）